

平成 28 年度浜松市介護支援専門員連絡協議会臨時総会研修会

新総合事業移行における留意点について

平成 29 年 3 月 25 日（水）  
浜北文化センター 小ホール

浜松市健康福祉部 高齢者福祉課  
介護保険課

## 目次

### I 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の概要

1. 新総合事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 新総合事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### II 浜松市の新総合事業

1. 浜松市の新総合事業の訪問型サービス・・・・・・・・・・・・ 2
2. 浜松市の新総合事業の通所型サービス・・・・・・・・・・・・ 3
3. 浜松市の介護予防ケアマネジメント・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 訪問型（通所型）サービスの事業者指定について・・・・・・ 4
5. 「訪問型サービスの緩和した基準によるサービス」について ・・・・ 5

### III 新総合事業の利用手続き

1. 全体のながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 要支援認定者のながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

### IV 新総合事業における介護予防ケアマネジメント

1. 介護予防ケアマネジメントのプロセス・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. サービス種別ごとの介護予防ケアマネジメントの類型・・・・・・ 8
3. サービスの併用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4. 介護予防ケアマネジメントの全体像・・・・・・・・・・・・・・ 10

### V サービスコードの追加について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

### VI 認定申請と新総合事業サービスの取り扱い・・・・・・・・・・・・ 16

# I 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の概要

## 1 新総合事業の目的

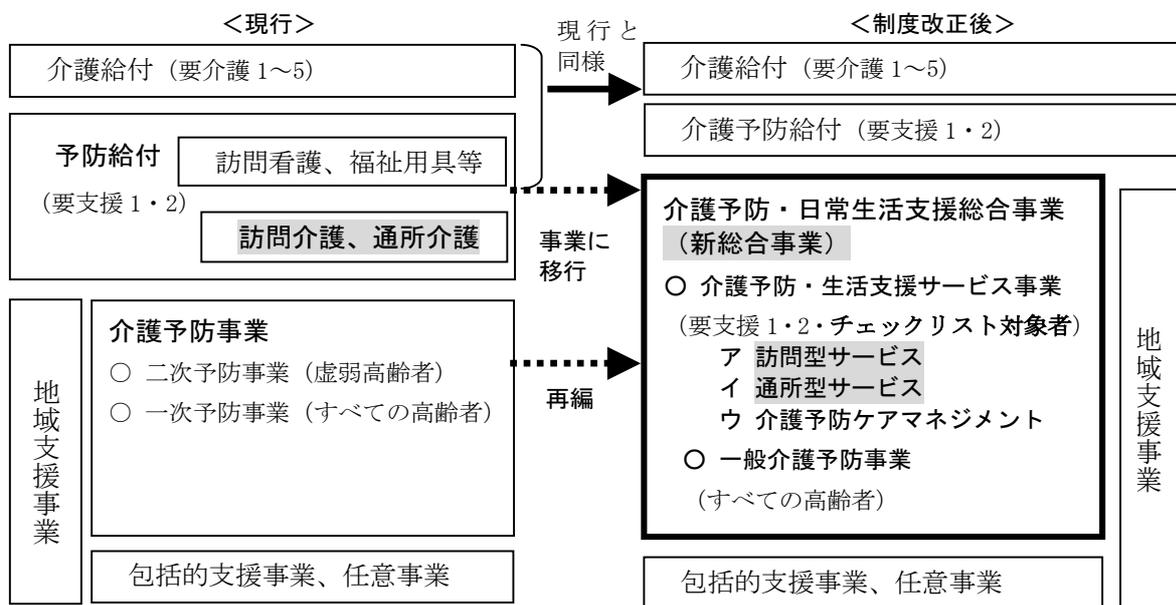
介護保険法改正により、地域包括ケアシステムの推進（介護サービスの見直し）、持続可能な介護保険制度の構築を目的とし、新総合事業が創設されました。

新総合事業は、地域の実情に応じて多様な主体が参画し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を行い、介護予防・重度化予防を目指すものです。

## 2 新総合事業の概要

### (1) 事業構成

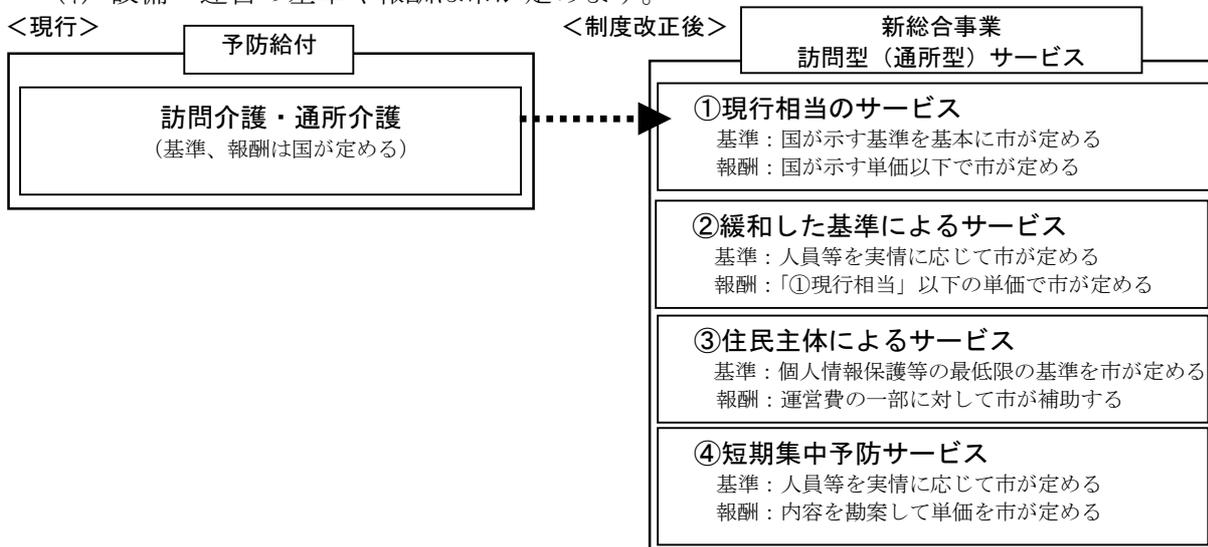
- (ア) 要介護者（要介護1～5）を対象とした「介護給付」のサービス及び要支援者（要支援1・2）を対象とした「予防給付」の訪問介護・通所介護を除くサービスは現行と変わりません。
- (イ) 「予防給付」の訪問介護・通所介護について、「新総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」の訪問型サービス・通所型サービスへ移行します。
- (ウ) 「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者（要支援1・2）に加え、基本チェックリスト\*による事業対象者もサービスを利用できるようになります。  
※利用者の状態を把握し、簡便にサービスにつなぐために実施する質問・評価。
- (エ) 「二次予防事業」及び「一次予防事業」が再編され、「新総合事業」へ移行します。



## (2) 提供体制

(ア) 「新総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」における訪問型サービスと通所型サービスでは、指定を受けた事業所が行う「①現行相当のサービス」に加え、「②緩和した基準によるサービス」、「③住民主体によるサービス」、「④短期集中予防サービス」など提供が可能になります。

(イ) 設備・運営の基準や報酬は市が定めます。



## II 浜松市の新総合事業

### 1 浜松市の新総合事業の訪問型サービス

現在の予防給付の訪問介護から移行した「①現行相当のサービス」に加え、「②緩和した基準によるサービス」、「③住民主体によるサービス」の新設により、利用者のサービス選択の幅を広げていきます。

| 区分       | ①現行相当のサービス                     | ②緩和した基準によるサービス | ③住民主体によるサービス  |
|----------|--------------------------------|----------------|---------------|
| 1 サービス内容 | 生活援助(掃除・洗濯など)<br>身体介護(食事・入浴など) | 生活援助(掃除・洗濯など)  | 生活援助(掃除・洗濯など) |
| 2 実施方法   | 事業者指定                          | 事業者指定          | 補助            |
| 提供主体     | 訪問介護事業所                        | 訪問介護事業所        | 地区社協、NPO など   |
| 提供者      | 介護福祉士等                         | 法人が行う研修修了者※    | ボランティア        |
| 3 報酬     | 現行の介護予防訪問介護と同額                 | 「①現行相当」の8割     | 「②緩和した基準」以下   |

※「緩和した基準によるサービス」は生活援助に限定されるため、訪問介護員(介護福祉士・介護職員初任者研修修了者)の資格要件を緩和し、法人が行う研修修了者によるサービス提供を可能にします。研修は、市が定める内容に沿った研修を事業者が実施することを予定しています。

## 2 浜松市の新総合事業の通所型サービス

現在の予防給付の通所介護から移行した「①現行相当のサービス」に加え、「②緩和した基準によるサービス」、「③住民主体によるサービス」、「④短期集中予防サービス」により、利用者のサービス選択の幅を広げていきます。

| 区分       | ①現行相当のサービス                                   | ②緩和した基準によるサービス               | ③住民主体によるサービス                           | ④短期集中予防サービス                |
|----------|--|------------------------------|--|----------------------------|
| 1 サービス内容 | ○入浴・移動・食事等の介助<br>○運動、レクリエーション<br>○専門職による機能訓練 | ○移動移乗・食事等の介助<br>○運動、レクリエーション | ○コミュニティサロンにおけるレクリエーション<br>○交流、運動の場の提供等 | ○生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラム |
| 2 実施方法   | 事業者指定  | 委託※ <sup>1</sup>             | 補助                                     | 委託※ <sup>2</sup>           |
| 提供主体     | 通所介護事業所                                      | 受託事業所                        | 地区社協、NPO など                            | 医療機関、フィットネスクラブなど           |
| 提供者      | 介護職員、看護師など                                   | 介護職員                         | ボランティア                                 | 理学療法士、運動実践指導士など            |
| 3 報酬     | 現行の介護予防通所介護と同額                               | 「①現行相当」の9割                   | 「②緩和した基準」以下                            | 委託契約による                    |

※<sup>1</sup> 現在の二次予防事業で虚弱な高齢者を対象として実施している「元気はつらつ教室」を、現在の利用者に影響がないよう「②緩和した基準によるサービス」へ移行し、現行どおり委託により実施します。

※<sup>2</sup> 現在の二次予防事業で実施している「運動器の機能向上トレーニング教室」を、「④短期集中予防サービス」へ移行し、委託により実施します。

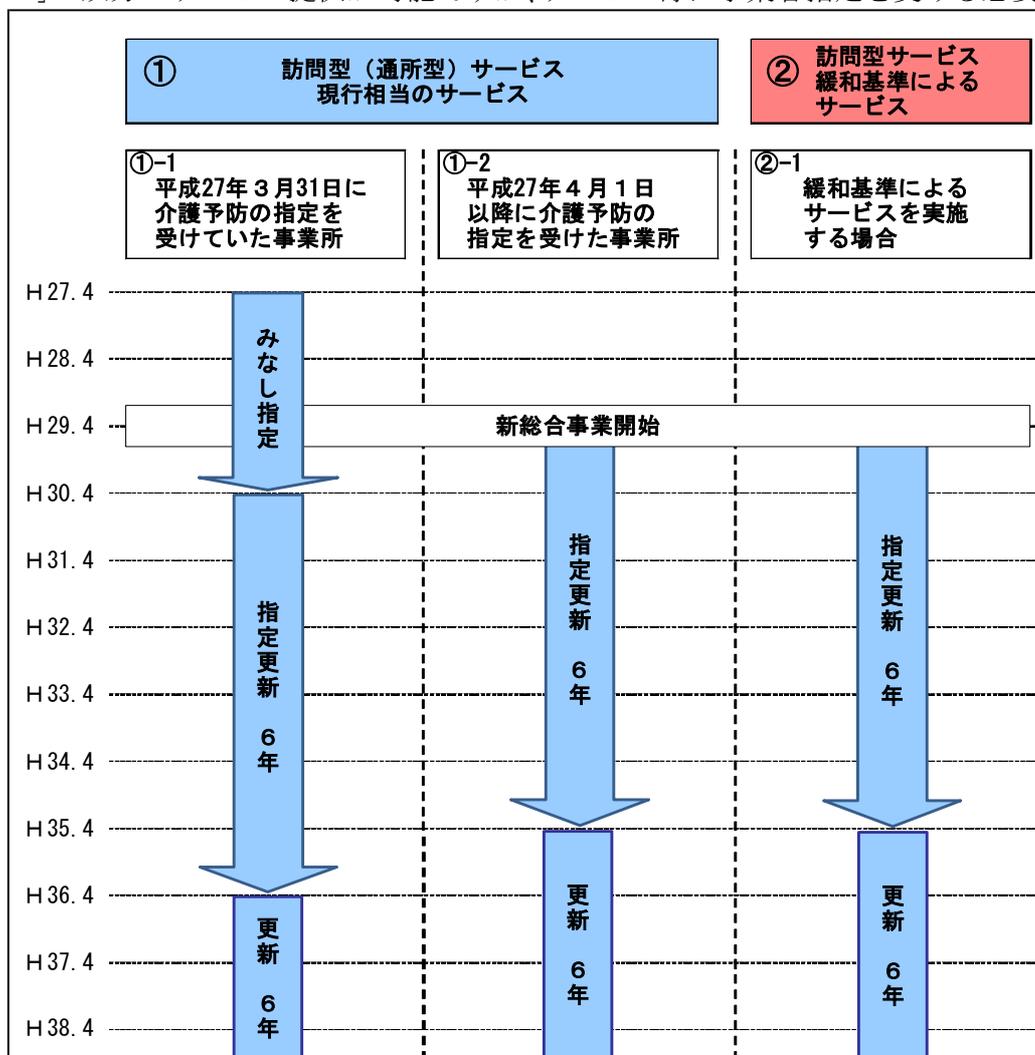
## 3 浜松市の介護予防ケアマネジメント

- (ア) 新総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスの利用に際し、サービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、地域包括支援センター等が専門的視点からアセスメント、プラン作成等のケアマネジメント業務を行います。
- (イ) ケアマネジメントは利用するサービスの種類により、A・B・Cの3種類に分類されており、報酬はサービス担当者会議の有無や、モニタリング頻度により異なります。
- (ウ) 「訪問看護」や「福祉用具貸与」などの介護予防サービスを併せて利用する場合は、これまでどおり介護予防支援によるケアマネジメントが行われます。

| 区分     | ① 介護予防ケアマネジメントA | ② 介護予防ケアマネジメントB                   | ③ 介護予防ケアマネジメントC                |
|--------|-----------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 利用サービス | 現行相当のサービス       | 緩和した基準によるサービス<br>短期集中予防サービス       | 住民主体によるサービス                    |
| 内容     | 現行の介護予防支援と同様    | 現行の介護予防支援を簡素化<br>(サービス担当者会議の省略など) | 現行の介護予防支援を簡素化<br>(モニタリングの省略など) |
| 報酬     | 現行の介護予防支援と同額    | 現行の介護予防支援の5割                      | 現行の介護予防支援の5割程度(利用開始月のみ)        |

#### 4 訪問型（通所型）サービスの事業者指定について

- (7) 指定事業者により提供されるサービス（訪問型サービスの現行相当のサービス・緩和基準によるサービス、通所型サービスの現行相当のサービス）については、保険者（市）から事業者指定を受ける必要があります。
- (イ) 訪問型サービスは、同一事業所において「現行相当のサービス」と「緩和基準によるサービス」の双方のサービス提供が可能ですが、サービス毎に事業者指定を受ける必要があります。



##### ① 現行相当のサービス

###### ①-1

「平成 27 年 3 月 31 日に介護予防訪問介護（介護予防通所介護）の指定を受けていた事業所」は、介護保険法により、訪問型（通所型）サービス（現行相当のサービス）の指定を受けているものとみなされている（みなし指定）ため、新たに指定を受けるための手続きは不要です。（みなし指定の有効期間は平成 30 年 3 月 31 日）

###### ①-2

「平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護（介護予防通所介護）の指定を受けた事業所」については、みなし指定の対象となっていないため、新たに指定を受けるための手続きが必要です。後日、みなし指定の対象となっていない事業所に対して、指定申請の手続きに関する説明会の開催を予定（P 5 参照）しています。

##### ② 緩和基準によるサービス

###### ②-1

訪問型サービスの緩和基準によるサービスを実施する場合は、当該サービスを提供する事業所において新たに指定を受けるための手続きが必要です。後日、手続きに関する説明会の開催を予定（P 5 参照）しています。

## 5 「訪問型サービスの緩和した基準によるサービス」について

### (1) 事業の目的

- ・新総合事業では、要支援者等の状態にあったふさわしいサービス提供がされ、結果として費用の効率化を目指すものとされています。
- ・訪問型サービスの「現行相当のサービス」の他に、訪問介護員の資格要件を緩和し、事業を行う法人が自己で行う研修修了者がサービス提供する訪問型サービスの「緩和基準によるサービス」を創設します。
- ・訪問型サービスの「緩和した基準によるサービス」では、緩和した資格要件に適した報酬設定とします。

### (2) 要支援者の訪問介護の利用状況等（本市調べ）

#### (ア) 利用回数（週平均）

週1回程度・・・54.6%、週2回程度・・・37.7%、週2回超・・・7.7%

#### (イ) サービス内容

身体介護のみ・・・2.4%、身体介護+生活援助・・・10.2%、生活援助のみ・・・87.4%

#### (ウ) 人員基準を緩和したサービスに対する事業者アンケート結果（自由記載）

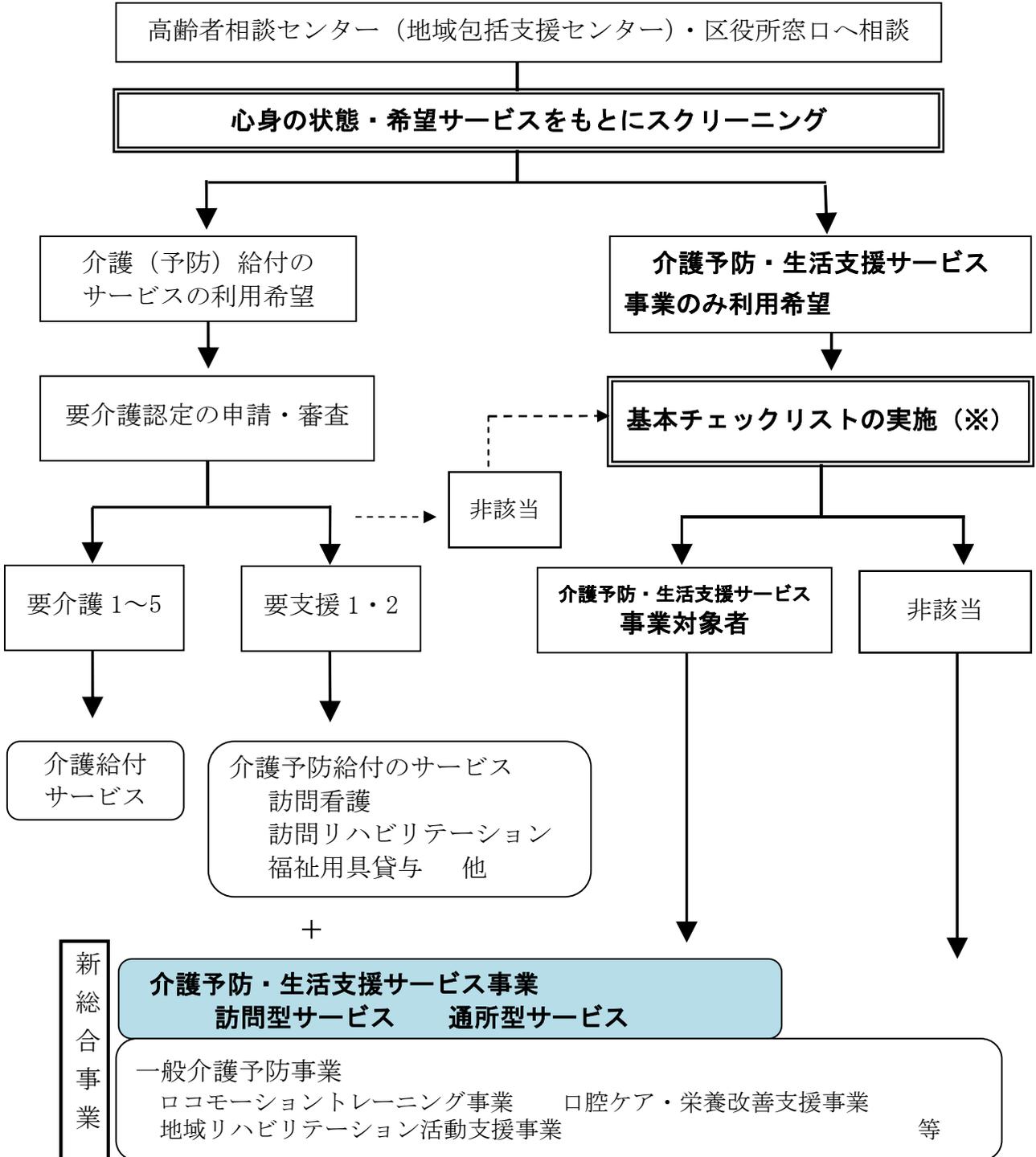
- ・有資格者でなくてもサービス提供が可能になることから募集・採用が行いやすく、人材が確保し易くなる。
- ・訪問介護員が増えれば、より多くの利用者へサービス提供が可能になる。
- ・身体介護を必要とする利用者へは有資格者がサービス提供を行い、生活援助のみの利用者へは研修修了者がサービス提供を行うことで効率的な事業運営が期待できる。

### (3) 事業者指定について

- ・当該サービスを提供する事業所は、新たに事業者指定を受けるための手続きが必要です。後日、手続きに関する説明会の開催を予定しています。

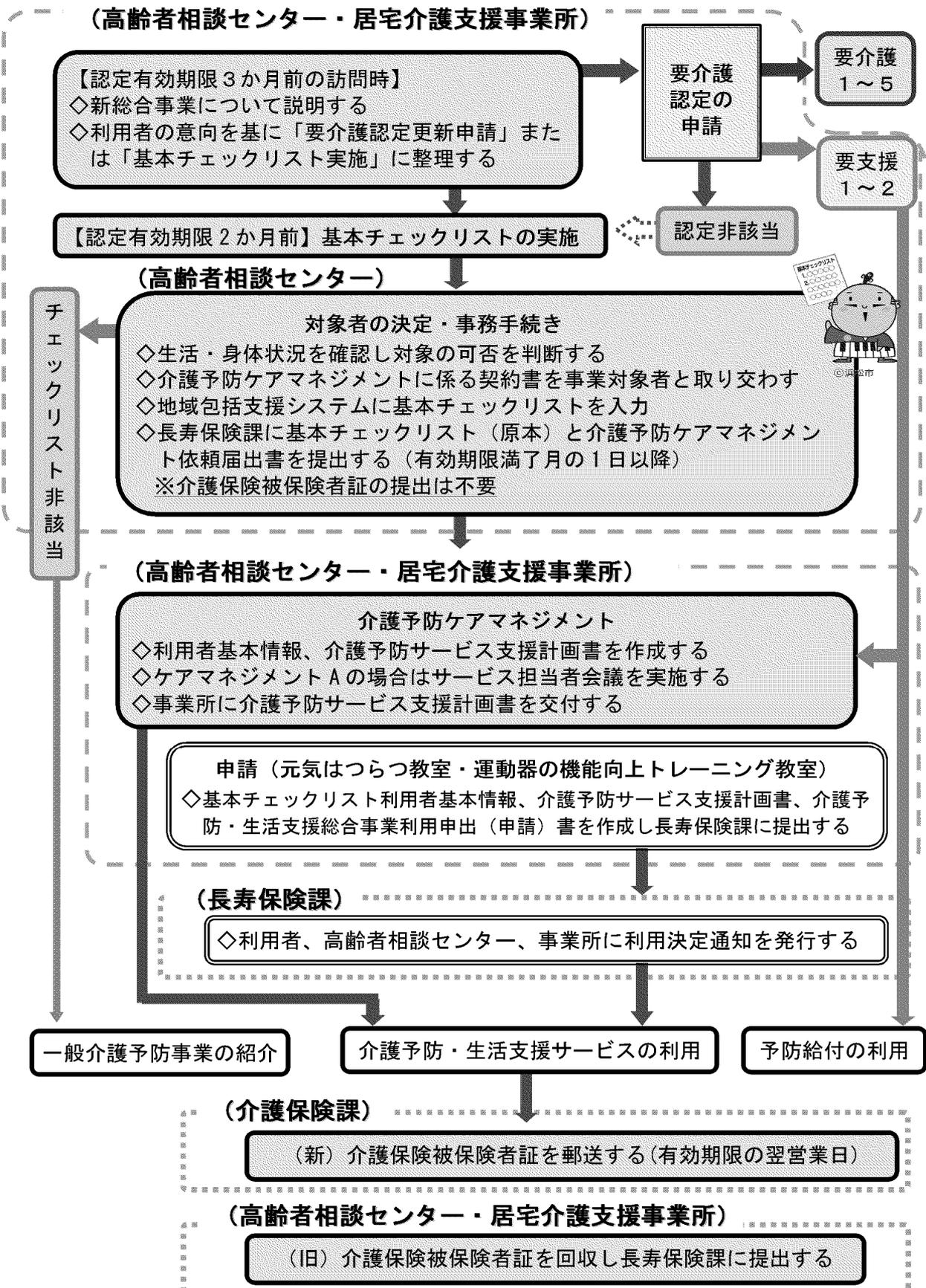
### Ⅲ 新総合事業の利用手続き

#### 1 全体のながれ



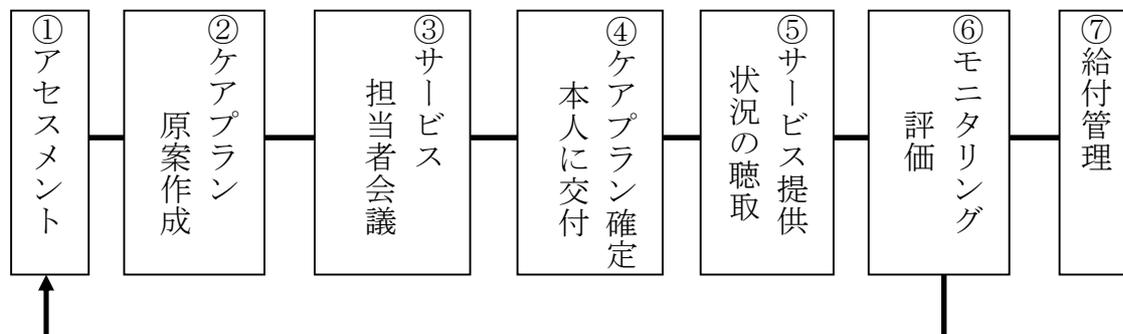
※心身の状況によっては、基本チェックリスト実施後でも要介護認定の申請につながる場合もある

## 2. 要支援認定者のながれ



## IV 新総合事業における介護予防ケアマネジメント

### 1 介護予防ケアマネジメントのプロセス



### 2 サービス種別ごとの介護予防ケアマネジメントの類型

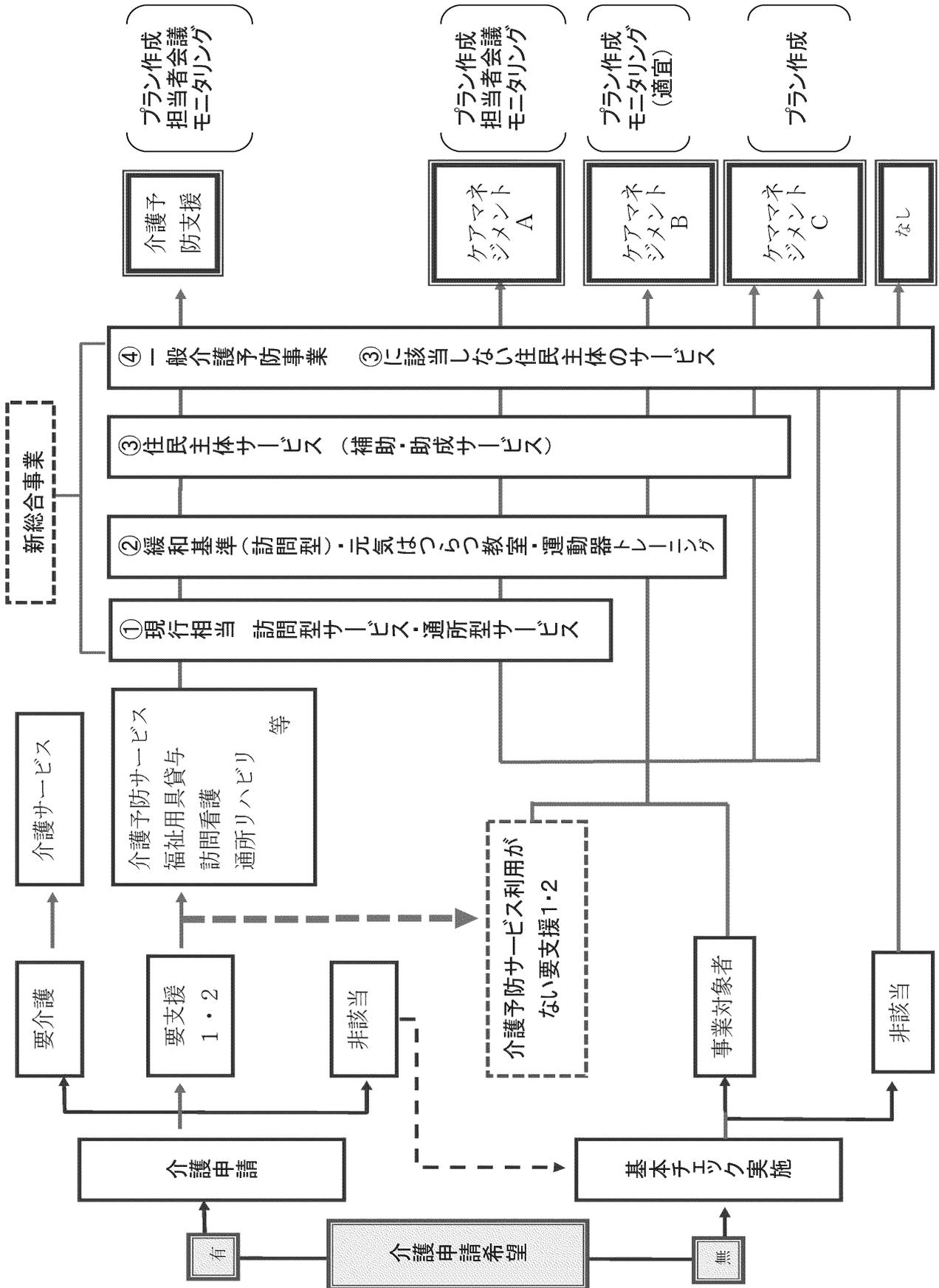
| ケアマネジメント      | A  | B  | C                          |
|---------------|--|--|----------------------------|
| サービス種別        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行相当の訪問型サービス</li> <li>・ 現行相当の通所型サービス</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緩和基準の訪問型サービス</li> <li>・ 元気はつらつ教室</li> <li>・ 運動器の機能向上トレーニング教室</li> </ul> | 住民主体のサービス<br>一般介護予防事業等     |
| プロセス<br>(1参照) | 介護予防支援と同様<br>①②③④⑤⑥⑦<br>※⑥…3月に1回は利用者宅を訪問し、面接を実施  | ①②④⑤⑥ (⑦)<br>※⑥…6月に1回は利用者宅等を訪問し、面接を実施  | ①②④                        |
| 報酬<br>(委託)    | 現行の介護支援費と同額+初回加算   | 現行の介護支援費の5割+初回加算   | 現行の介護支援費の5割程度<br>(利用開始月のみ) |
| 実施機関          | 高齢者相談センター (居宅介護支援事業者への原案作成再委託も可)   |  |                            |

### 3 サービスの併用

|       |                  | 併用サービス    |               |             |           |          |                 |                  |   |   |   |   |
|-------|------------------|-----------|---------------|-------------|-----------|----------|-----------------|------------------|---|---|---|---|
|       |                  | 訪問型サービス   |               |             | 通所型サービス   |          |                 |                  |   |   |   |   |
| 主サービス | 訪問型サービス          | 現行相当のサービス | 緩和した基準によるサービス | 住民主体によるサービス | 現行相当のサービス | 元気はつらつ教室 | 住民主体によるサービス     | 運動器の機能向上トレーニング教室 |   |   |   |   |
|       |                  |           | 現行相当のサービス     | X           | X         | ○        | /               |                  |   |   |   |   |
|       | 緩和した基準によるサービス    | X         | X             | ○           |           |          |                 |                  |   |   |   |   |
|       | 住民主体によるサービス      | ○         | ○             | ○           |           |          |                 |                  |   |   |   |   |
|       | 通所型サービス          | /         |               |             |           |          |                 | X                | ○ |   |   |   |
|       | 現行相当のサービス        |           |               |             |           |          |                 | X                | X | ○ | ○ | ○ |
|       | 元気はつらつ教室         |           |               |             |           |          |                 | ○                | ○ | ○ | ○ | ○ |
|       | 住民主体によるサービス      |           |               |             |           |          |                 | ○                | ○ | ○ | ○ | ○ |
|       | 運動器の機能向上トレーニング教室 | ○         | ○             | ○           | ○         | ○        | X <sup>※1</sup> |                  |   |   |   |   |

※1 介護予防通所リハビリテーションを利用している場合は利用ができない。

#### 4 介護予防ケアマネジメントの全体像



## V サービスコードの追加について

浜 健 介 第 1295 号

平成 29 年 3 月 23 日

市内介護サービス事業者 様

浜松市健康福祉部介護保険課長 中村 丈二

### 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）に係る サービスコードの追加について

日頃より浜松市の高齢者福祉事業にご理解いただき誠にありがとうございます。

さて、浜松市では平成 29 年 4 月からの新総合事業の開始に伴い、ホームページで新総合事業のサービスコード表を掲載しておりましたが、下記のとおり加算に係るサービスコードの追加をいたしましたので、通知します。

各事業所のシステムに登録する際には、新しいサービスコード表の使用をお願いいたします。

#### 記

#### (1) 修正内容

##### (ア) 生活支援訪問サービスの初回加算のサービスコードの追加

| サービスコード |      | 名称                 | 単位数 |
|---------|------|--------------------|-----|
| 種類      | 項目   |                    |     |
| A2      | 4011 | 生活支援訪問サービス初回加算 / 2 | 200 |

##### (イ) 介護予防通所サービスの要支援 2 (週 1 回程度) の加算に係るサービスコードの追加

| サービスコード |      | 名称                          | 単位数 |
|---------|------|-----------------------------|-----|
| 種類      | 項目   |                             |     |
| A6      | 6129 | 介護予防通所サービス若年性認知症受入加算 / 2    | 240 |
| A6      | 5020 | 介護予防通所サービス生活向上グループ活動加算 / 2  | 100 |
| A6      | 5012 | 介護予防通所サービス運動器機能向上加算 / 2     | 225 |
| A6      | 5013 | 介護予防通所サービス栄養改善加算 / 2        | 150 |
| A6      | 5014 | 介護予防通所サービス口腔機能向上加算 / 2      | 150 |
| A6      | 5016 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算 I 2 1  | 480 |
| A6      | 5017 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算 I 2 2  | 480 |
| A6      | 5018 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算 I 2 3  | 480 |
| A6      | 5019 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算 II / 2 | 700 |
| A6      | 5015 | 介護予防通所サービス事業所評価加算 / 2       | 120 |

※詳細は別添新旧対照表のとおり。

#### (2) 新しいサービスコード表

- ① 浜松市サービスコード ver2 (Excel 版)
- ② 浜松市サービスコード CSV ver2 (CSV 版)

(担当) 〒430-8652  
浜松市中区元城町 103-2  
介護保険課 指導第 1・第 2 グループ  
電 話 053-457-2875・2787  
F A X 053-450-0084  
E-mail kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

別添 新旧対照表

(旧)

(新)

訪問型サービス

| サービスコード |      | 名称          | 単位数 |
|---------|------|-------------|-----|
| 種類      | 項目   |             |     |
| A2      | 4001 | 訪問型サービス初回加算 | 200 |



| サービスコード |      | 名称                 | 単位数 |
|---------|------|--------------------|-----|
| 種類      | 項目   |                    |     |
| A2      | 4001 | 介護予防訪問サービス初回加算     | 200 |
| A2      | 4011 | 生活支援訪問サービス初回加算 / 2 | 200 |

※

※生活支援訪問サービスで使用してください。

訪問型サービス（「介護予防訪問サービス」「生活支援訪問サービス」）の初回加算は共通のコードを使用する予定でしたが、各サービスごとに初回加算のコードを設定いたします。（加算の内容及び単位数に変更はありません。）

通所型サービス

| サービスコード |      | 名称                      | 単位数 |
|---------|------|-------------------------|-----|
| 種類      | 項目   |                         |     |
| A6      | 6109 | 介護予防通所サービス若年性認知症受入加算    | 240 |
| A6      | 5010 | 介護予防通所サービス生活向上グループ活動加算  | 100 |
| A6      | 5002 | 介護予防通所サービス運動器機能向上加算     | 225 |
| A6      | 5003 | 介護予防通所サービス栄養改善加算        | 150 |
| A6      | 5004 | 介護予防通所サービス口腔機能向上加算      | 150 |
| A6      | 5006 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅰ 1 | 480 |
| A6      | 5007 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅰ 2 | 480 |
| A6      | 5008 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅰ 3 | 480 |
| A6      | 5009 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅱ   | 700 |



| サービスコード |      | 名称                         | 単位数 |
|---------|------|----------------------------|-----|
| 種類      | 項目   |                            |     |
| A6      | 6109 | 介護予防通所サービス若年性認知症受入加算       | 240 |
| A6      | 6129 | 介護予防通所サービス若年性認知症受入加算 / 2   | 240 |
| A6      | 5010 | 介護予防通所サービス生活向上グループ活動加算     | 100 |
| A6      | 5020 | 介護予防通所サービス生活向上グループ活動加算 / 2 | 100 |
| A6      | 5002 | 介護予防通所サービス運動器機能向上加算        | 225 |
| A6      | 5012 | 介護予防通所サービス運動器機能向上加算 / 2    | 225 |
| A6      | 5003 | 介護予防通所サービス栄養改善加算           | 150 |
| A6      | 5013 | 介護予防通所サービス栄養改善加算 / 2       | 150 |
| A6      | 5004 | 介護予防通所サービス口腔機能向上加算         | 150 |
| A6      | 5014 | 介護予防通所サービス口腔機能向上加算 / 2     | 150 |
| A6      | 5006 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅰ 1    | 480 |
| A6      | 5016 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅰ 2 1  | 480 |
| A6      | 5007 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅰ 2    | 480 |
| A6      | 5017 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅰ 2 2  | 480 |
| A6      | 5008 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅰ 3    | 480 |
| A6      | 5018 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅰ 2 3  | 480 |
| A6      | 5009 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅱ      | 700 |
| A6      | 5019 | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅱ / 2  | 700 |
| A6      | 5005 | 介護予防通所サービス事業所評価加算          | 120 |
| A6      | 5015 | 介護予防通所サービス事業所評価加算 / 2      | 120 |

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※要支援2（週1回程度）で使用してください。

事業対象者、要支援1、要支援2（週1回程度超）に変更はありません。

通所型サービス（介護予防通所サービス）の若年性認知症受入加算等は事業対象者、要支援1、要支援2（週1回程度）、要支援2（週1回程度超）ともに共通のコードを使用する予定でしたが、要支援2（週1回程度）用にコードを追加で設定いたします。（加算の内容及び単位数に変更はありません。）

# 新総合事業サービスコード表 (案)

A2を使用

## 介護予防訪問サービス (現行相当の訪問型サービス)

| 区分              | サービスコード |                     | サービス内容略称                              | 算定項目  |  | 合成<br>単位数 | 算定単位  |
|-----------------|---------|---------------------|---------------------------------------|---|--|-----------|-------|
|                 | 種類      | 項目                  |                                       |   |  |           |       |
| 基本<br>報酬<br>コード | A 2     | 1111                | 介護予防訪問サービスⅠ                           | 1,168単位   | 事業対象者・要支援1・要支援2<br>(週1回程度)<br>介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を<br>配置している場合×70% | 1,168     | 1月につき |
|                 | A 2     | 1113                | 介護予防訪問サービスⅠ・初任                        |   |  | 818       |       |
|                 | A 2     | 1114                | 介護予防訪問サービスⅠ・同一                        |   |  | 1,051     |       |
|                 | A 2     | 1115                | 介護予防訪問サービスⅠ・初任・同一                     |   |  | 736       |       |
|                 | A 2     | 2111                | 介護予防訪問サービスⅠ日割                         | 38単位  | 事業対象者・要支援1・要支援2<br>(週1回程度)<br>介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を<br>配置している場合×70% | 38        | 1日につき |
|                 | A 2     | 2113                | 介護予防訪問サービスⅠ日割・初任                      |   |  | 27        |       |
|                 | A 2     | 2114                | 介護予防訪問サービスⅠ日割・同一                      |   |  | 34        |       |
|                 | A 2     | 2115                | 介護予防訪問サービスⅠ日割・初任・同一                   |   |  | 24        |       |
|                 | A 2     | 1211                | 介護予防訪問サービスⅡ                           | 2,335単位   | 事業対象者・要支援1・要支援2<br>(週2回程度)<br>介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を<br>配置している場合×70% | 2,335     | 1月につき |
|                 | A 2     | 1213                | 介護予防訪問サービスⅡ・初任                        |   |  | 1,635     |       |
|                 | A 2     | 1214                | 介護予防訪問サービスⅡ・同一                        |   |  | 2,102     |       |
|                 | A 2     | 1215                | 介護予防訪問サービスⅡ・初任・同一                     |   |  | 1,472     |       |
|                 | A 2     | 2211                | 介護予防訪問サービスⅡ日割                         | 77単位  | 事業対象者・要支援1・要支援2<br>(週2回程度)<br>介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を<br>配置している場合×70% | 77        | 1日につき |
|                 | A 2     | 2213                | 介護予防訪問サービスⅡ日割・初任                      |   |  | 54        |       |
|                 | A 2     | 2214                | 介護予防訪問サービスⅡ日割・同一                      |   |  | 69        |       |
|                 | A 2     | 2215                | 介護予防訪問サービスⅡ日割・初任・同一                   |   |  | 49        |       |
|                 | A 2     | 1321                | 介護予防訪問サービスⅢ                           | 3,704単位   | 要支援2<br>(週2回程度を超える)<br>介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を<br>配置している場合×70%        | 3,704     | 1月につき |
|                 | A 2     | 1323                | 介護予防訪問サービスⅢ・初任                        |   |  | 2,593     |       |
|                 | A 2     | 1324                | 介護予防訪問サービスⅢ・同一                        |   |  | 3,334     |       |
|                 | A 2     | 1325                | 介護予防訪問サービスⅢ・初任・同一                     |   |  | 2,334     |       |
| A 2             | 2321    | 介護予防訪問サービスⅢ日割       | 122単位                                 | 要支援2<br>(週2回程度を超える)<br>介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を<br>配置している場合×70% | 122  | 1日につき     |       |
| A 2             | 2323    | 介護予防訪問サービスⅢ日割・初任    |                                       |   | 85   |           |       |
| A 2             | 2324    | 介護予防訪問サービスⅢ日割・同一    |                                       |   | 110  |           |       |
| A 2             | 2325    | 介護予防訪問サービスⅢ日割・初任・同一 |                                       |   | 77   |           |       |
| 加算<br>※         | A 2     | 4001                | 介護予防訪問サービス初回加算                        | 初回加算  |  | 200       | 1月につき |
|                 | A 2     | 4002                | 介護予防訪問サービス生活機能向上加算                    | 生活機能向上連携加算  |  | 100       | 1月につき |
|                 | A 2     | 8000                | 訪問型サービス特別地域加算                         | 特別地域加算  | 所定単位数の 15%加算   |           | 1月につき |
|                 | A 2     | 8001                | 訪問型サービス特別地域加算日割                       |   | 所定単位数の 15%加算   |           | 1日につき |
|                 | A 2     | 8100                | 訪問型サービス小規模事業所加算                       | 中山間地域等における小規模事業所加算  | 所定単位数の 10%加算   |           | 1月につき |
|                 | A 2     | 8101                | 訪問型サービス小規模事業所加算日割                     |   | 所定単位数の 10%加算   |           | 1日につき |
|                 | A 2     | 8110                | 訪問型サービス中山間地域等提供加算                     | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算  | 所定単位数の 5%加算  |           | 1月につき |
|                 | A 2     | 8111                | 訪問型サービス中山間地域等提供加算日割                   |   | 所定単位数の 5%加算  |           | 1日につき |
|                 | A 2     | 6269                | 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ                        | 介護職員処遇改善加算  | (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算                                      |           | 1月につき |
|                 | A 2     | 6270                | 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ                        |   | (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算                                      |           |       |
|                 | A 2     | 6271                | 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ                        |   | (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算                                       |           |       |
|                 | A 2     | 6273                | 訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ                        |   | (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算                                    |           |       |
| A 2             | 6275    | 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ      | (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算 |   |  |           |       |

※初回加算以外の加算については生活支援訪問サービスと同じコード番号を使用します。

生活支援訪問サービス（緩和した基準による訪問型サービス）

| 区分          | サービスコード   |                | サービス内容略称            | 算定項目                                 |                                      | 合成<br>単位数   | 算定単位  |       |
|-------------|-----------|----------------|---------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|-------|-------|
|             | 種類        | 項目             |                     |                                      |                                      |   |       |       |
| 基本報酬<br>コード | A2        | 1121           | 生活支援訪問サービスⅠ         | 生活支援h訪問<br>サービス費（Ⅰ）                  | 事業対象者・要支援1・要支援2<br>（週1回程度）           | 934   | 1月につき |       |
|             | A2        | 1124           | 生活支援訪問サービスⅠ・同一      |                                      | 934単位                                | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の<br>利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% |       | 840   |
|             | A2        | 2121           | 生活支援訪問サービスⅠ日割       |                                      | 事業対象者・要支援1・要支援2<br>（週1回程度）           | 30  | 1日につき |       |
|             | A2        | 2124           | 生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一   |                                      | 30単位                                 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の<br>利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% |       | 27    |
|             | A2        | 1221           | 生活支援訪問サービスⅡ         | 生活支援訪問<br>サービス費（Ⅱ）                   | 事業対象者・要支援1・要支援2<br>（週2回程度）           | 1,868   | 1月につき |       |
|             | A2        | 1224           | 生活支援訪問サービスⅡ・同一      |                                      | 1,868単位                              | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の<br>利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% |       | 1,681 |
|             | A2        | 2221           | 生活支援訪問サービスⅡ日割       |                                      | 事業対象者・要支援1・要支援2<br>（週2回程度）           | 61  | 1日につき |       |
|             | A2        | 2224           | 生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一   |                                      | 61単位                                 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の<br>利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% |       | 54    |
|             | A2        | 1331           | 生活支援訪問サービスⅢ         | 生活支援訪問<br>サービス費（Ⅲ）                   | 要支援2<br>（週2回程度を超える）                  | 2,963   | 1月につき |       |
|             | A2        | 1334           | 生活支援訪問サービスⅢ・同一      |                                      | 2,963単位                              | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の<br>利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% |       | 2,666 |
|             | A2        | 2331           | 生活支援訪問サービスⅢ日割       |                                      | 要支援2<br>（週2回程度を超える）                  | 97  | 1日につき |       |
|             | A2        | 2334           | 生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一   |                                      | 97単位                                 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の<br>利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% |       | 87    |
|             | 共通<br>コード | A2             | 4011                | 生活支援訪問サービス初回加算                       | 初回加算                                 | 200単位加算   | 200   | 1月につき |
|             |           | A2             | 8000                | 訪問型サービス特別地域加算                        | 特別地域加算                               | 所定単位数の 15%加算  |       | 1月につき |
| A2          |           | 8001           | 訪問型サービス特別地域加算日割     |                                      | 所定単位数の 15%加算                         |   | 1日につき |       |
| A2          |           | 8100           | 訪問型サービス小規模事業所加算     | 中山間地域等における小規模事業所加算                   | 所定単位数の 10%加算                         |   | 1月につき |       |
| A2          |           | 8101           | 訪問型サービス小規模事業所加算日割   |                                      | 所定単位数の 10%加算                         |   | 1日につき |       |
| A2          |           | 8110           | 訪問型サービス中山間地域等提供加算   | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算               | 所定単位数の 5%加算                          |   | 1月につき |       |
| A2          |           | 8111           | 訪問型サービス中山間地域等提供加算日割 |                                      | 所定単位数の 5%加算                          |   | 1日につき |       |
| A2          |           | 6269           | 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ      | 介護職員処遇改善加算                           | (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算   |   | 1月につき |       |
| A2          |           | 6270           | 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ      |                                      | (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算   |   |       |       |
| A2          |           | 6271           | 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ      |                                      | (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算    |   |       |       |
| A2          |           | 6273           | 訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ      |                                      | (4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算 |   |       |       |
| A2          | 6275      | 訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ |                     | (5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算 |                                      |   |       |       |

※初回加算以外の加算については介護予防訪問サービスと同じコード番号を使用します。

介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）

A6を使用

| サービスコード | サービス内容略称 | 算定項目                    |   | 合成<br>単位数            | 算定単位    |     |
|---------|----------|-------------------------|---|----------------------|---------|-----|
| 種類      | 項目       |                         |   |                      |         |     |
| A6      | 1111     | 介護予防通所サービス              | 事業対象者・要支援1  | 1,647単位              | 1,647   |     |
| A6      | 1112     | 介護予防通所サービス日割            |   | 54単位                 | 54      |     |
| A6      | 1221     | 介護予防通所サービス              | 介護予防通所サービス費（独自）                                   | 1,647単位              | 1,647   |     |
| A6      | 1222     | 介護予防通所サービス日割            | 要支援2（週1回程度）                                       | 54単位                 | 54      |     |
| A6      | 1121     | 介護予防通所サービス              | 要支援2（週1回を超える程度）                                   | 3,377単位              | 3,377   |     |
| A6      | 1122     | 介護予防通所サービス日割            |   | 111単位                | 111     |     |
| A6      | 8110     | 介護予防通所サービス中山間地域等提供加算    | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算                            | 所定単位数の5%加算           | 1月につき   |     |
| A6      | 8111     | 介護予防通所サービス中山間地域等加算日割    |   | 所定単位数の5%加算           | 1日につき   |     |
| A6      | 8112     | 介護予防通所サービス中山間地域等加算回数    |   | 所定単位数の5%加算           | 1回につき   |     |
| A6      | 6109     | 介護予防通所サービス若年性認知症受入加算    | 若年性認知症利用者受入加算                                     | 240単位加算              | 240     |     |
| A6      | 6129     | 介護予防通所サービス若年性認知症受入加算/2  |   |                      | 240     |     |
| A6      | 6105     | 介護予防通所サービス同一建物減算        | 事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所サービス（みなし）を行う場合 | 376単位減算              | -376    |     |
| A6      | 6126     | 介護予防通所サービス同一建物減算        |   | 376単位減算              | -376    |     |
| A6      | 6106     | 介護予防通所サービス同一建物減算        |   | 752単位減算              | -752    |     |
| A6      | 5010     | 介護予防通所サービス生活上グループ活動加算   | 生活機能向上グループ活動加算                                    | 100単位加算              | 100     |     |
| A6      | 5020     | 介護予防通所サービス生活上グループ活動加算/2 |   |                      | 100     |     |
| A6      | 5002     | 介護予防通所サービス運動器機能向上加算     | 運動器機能向上加算   | 225単位加算              | 225     |     |
| A6      | 5012     | 介護予防通所サービス運動器機能向上加算/2   |   |                      | 225     |     |
| A6      | 5003     | 介護予防通所サービス栄養改善加算        | 栄養改善加算  | 150単位加算              | 150     |     |
| A6      | 5013     | 介護予防通所サービス栄養改善加算/2      |   |                      | 150     |     |
| A6      | 5004     | 介護予防通所サービス口腔機能向上加算      | 口腔機能向上加算  | 150単位加算              | 150     |     |
| A6      | 5014     | 介護予防通所サービス口腔機能向上加算/2    |   |                      | 150     |     |
| A6      | 5006     | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算ⅠⅠ  | (1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)                              | 運動器機能向上及び栄養改善        | 480単位加算 | 480 |
| A6      | 5016     | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算ⅠⅡ  |   | 運動器機能向上及び口腔機能向上      | 480単位加算 | 480 |
| A6      | 5007     | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算ⅠⅢ  |   | 栄養改善及び口腔機能向上         | 480単位加算 | 480 |
| A6      | 5017     | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算ⅠⅣ  |   |                      | 480     | 480 |
| A6      | 5008     | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算ⅠⅤ  | (2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)                              | 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 | 700単位加算 | 700 |
| A6      | 5018     | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算ⅠⅥ  |   |                      | 700     | 700 |
| A6      | 5009     | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅱ   |   |                      |         |     |
| A6      | 5019     | 介護予防通所サービス複数サービス実施加算Ⅱ/2 |   |                      |         |     |
| A6      | 5005     | 介護予防通所サービス事業所評価加算       | 事業所評価加算   | 120単位加算              | 120     |     |
| A6      | 5015     | 介護予防通所サービス事業所評価加算/2     |   |                      | 120     |     |
| A6      | 6107     | 介護予防通所サービス提供体制加算Ⅰイ      | サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ                                  | 事業対象者・要支援1           | 72単位加算  | 72  |
| A6      | 6128     | 介護予防通所サービス提供体制加算Ⅰイ      |   | 要支援2(週1回程度)          | 72単位加算  | 72  |
| A6      | 6108     | 介護予防通所サービス提供体制加算Ⅰイ      |   | 要支援2(週1回を超える程度)      | 144単位加算 | 144 |
| A6      | 6101     | 介護予防通所サービス提供体制加算Ⅰロ      | サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ                                  | 事業対象者・要支援1           | 48単位加算  | 48  |
| A6      | 6122     | 介護予防通所サービス提供体制加算Ⅰロ      |   | 要支援2(週1回程度)          | 48単位加算  | 48  |
| A6      | 6102     | 介護予防通所サービス提供体制加算Ⅰロ      |   | 要支援2(週1回を超える程度)      | 96単位加算  | 96  |
| A6      | 6103     | 介護予防通所サービス提供体制加算Ⅱ       | サービス提供体制強化加算(Ⅱ)                                   | 事業対象者・要支援1           | 24単位加算  | 24  |
| A6      | 6124     | 介護予防通所サービス提供体制加算Ⅱ       |   | 要支援2(週1回程度)          | 24単位加算  | 24  |
| A6      | 6104     | 介護予防通所サービス提供体制加算Ⅱ       |   | 要支援2(週1回を超える程度)      | 48単位加算  | 48  |
| A6      | 6100     | 介護予防通所サービス処遇改善加算Ⅰ       | 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の59/1000 加算                    |                      |         |     |
| A6      | 6110     | 介護予防通所サービス処遇改善加算Ⅱ       | 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の43/1000 加算                    |                      |         |     |
| A6      | 6111     | 介護予防通所サービス処遇改善加算Ⅲ       | 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000 加算                    |                      |         |     |
| A6      | 6113     | 介護予防通所サービス処遇改善加算Ⅳ       | 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算                   |                      |         |     |
| A6      | 6115     | 介護予防通所サービス処遇改善加算Ⅴ       | 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算                   |                      |         |     |

定員超過の場合

| サービスコード | サービス内容略称 | 算定項目             |                 | 合成<br>単位数 | 算定単位            |
|---------|----------|------------------|-----------------|-----------|-----------------|
| 種類      | 項目       |                  |                 |           |                 |
| A6      | 8001     | 介護予防通所サービス1・定超   | 事業対象者・要支援1      | 1,647単位   | 定員超過の場合<br>×70% |
| A6      | 8002     | 介護予防通所サービス1日割・定超 |                 | 54単位      |                 |
| A6      | 8014     | 介護予防通所サービス1・定超   | 要支援2(週1回程度)     | 1,647単位   |                 |
| A6      | 8015     | 介護予防通所サービス1日割・定超 |                 | 54単位      |                 |
| A6      | 8011     | 介護予防通所サービス2・定超   | 要支援2(週1回を超える程度) | 3,377単位   |                 |
| A6      | 8012     | 介護予防通所サービス2日割・定超 |                 | 111単位     |                 |

看護・介護職員が欠員の場合

| サービスコード | サービス内容略称 | 算定項目             |            | 合成<br>単位数       | 算定単位                      |         |
|---------|----------|------------------|------------|-----------------|---------------------------|---------|
| 種類      | 項目       |                  |            |                 |                           |         |
| A6      | 9001     | 介護予防通所サービス1・人欠   | 事業対象者・要支援1 | 1,647単位         | 看護・介護職員が<br>欠員の場合<br>×70% |         |
| A6      | 9002     | 介護予防通所サービス1日割・人欠 |            | 54単位            |                           |         |
| A6      | 9014     | 介護予防通所サービス1・人欠   |            | 要支援2(週1回程度)     |                           | 1,647単位 |
| A6      | 9015     | 介護予防通所サービス1日割・人欠 |            | 54単位            |                           |         |
| A6      | 9011     | 介護予防通所サービス2・人欠   |            | 要支援2(週1回を超える程度) |                           | 3,377単位 |
| A6      | 9012     | 介護予防通所サービス2日割・人欠 |            | 111単位           |                           |         |

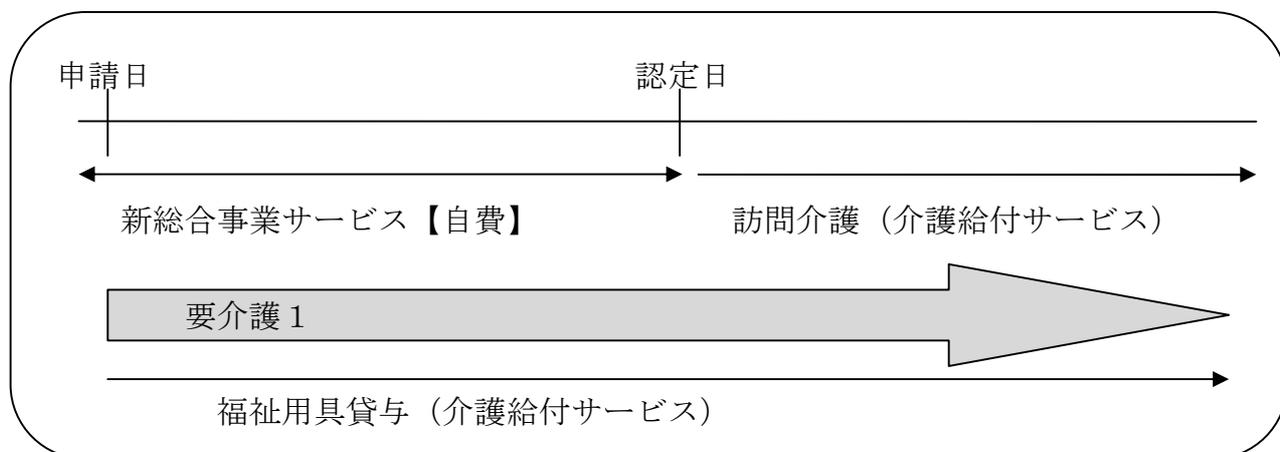
## Ⅵ 認定申請と新総合事業サービスの取扱いについて

### 《Aパターン》

基本チェックリストにより事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、新総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い介護予防支援の暫定プランに基づいて新総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された。

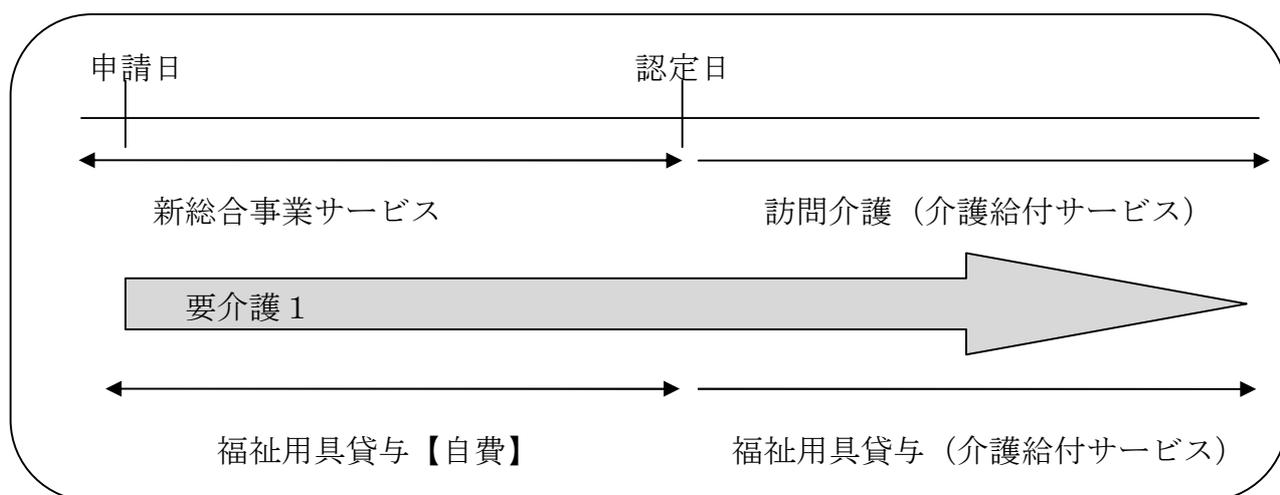
要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うかによって以下のような考え方となる。

#### ◆要介護者として取り扱う場合①◆



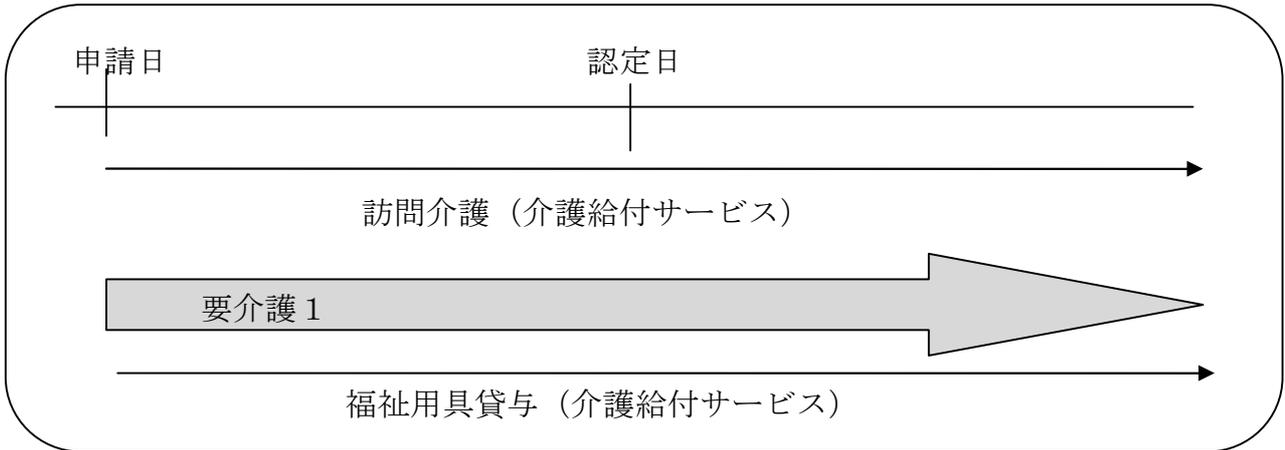
要介護者として取り扱うのであれば、新総合事業サービスは利用できないため全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ給付対象となる。

#### ◆事業対象者のままとして取り扱う場合◆



事業対象者のままとして取り扱うのであれば、新総合事業サービス利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となる。

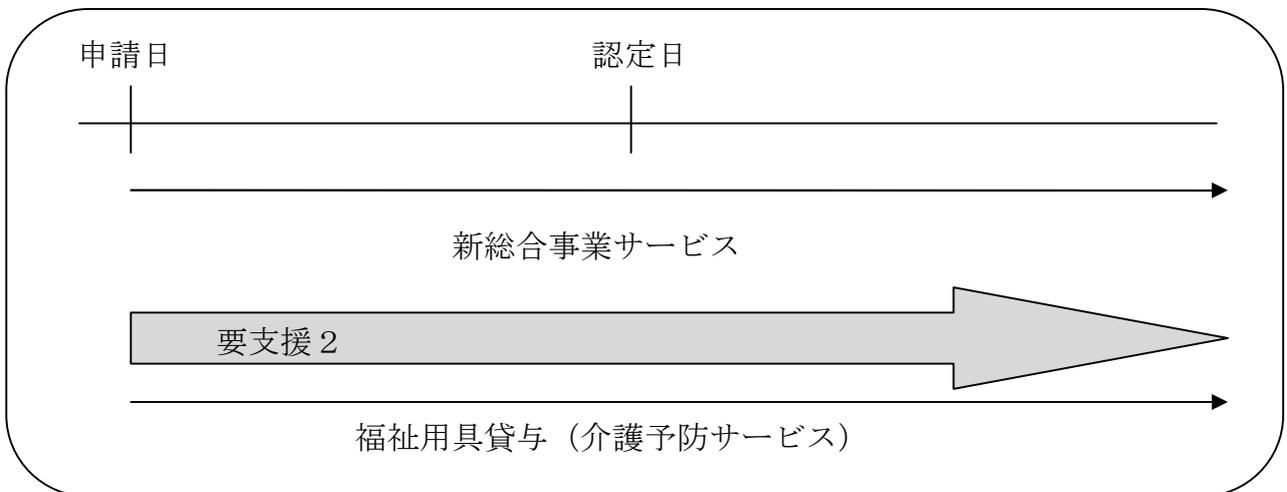
◆要介護者として取り扱う場合②◆



浜松市の運用として、暫定プランを立てるときに介護予防サービス計画の届出が出ていることが前提となるが、現行相当のサービスである介護予防訪問サービスと介護予防通所サービスに限り、遡ることを可能とする取扱いとする。

《Bパターン》

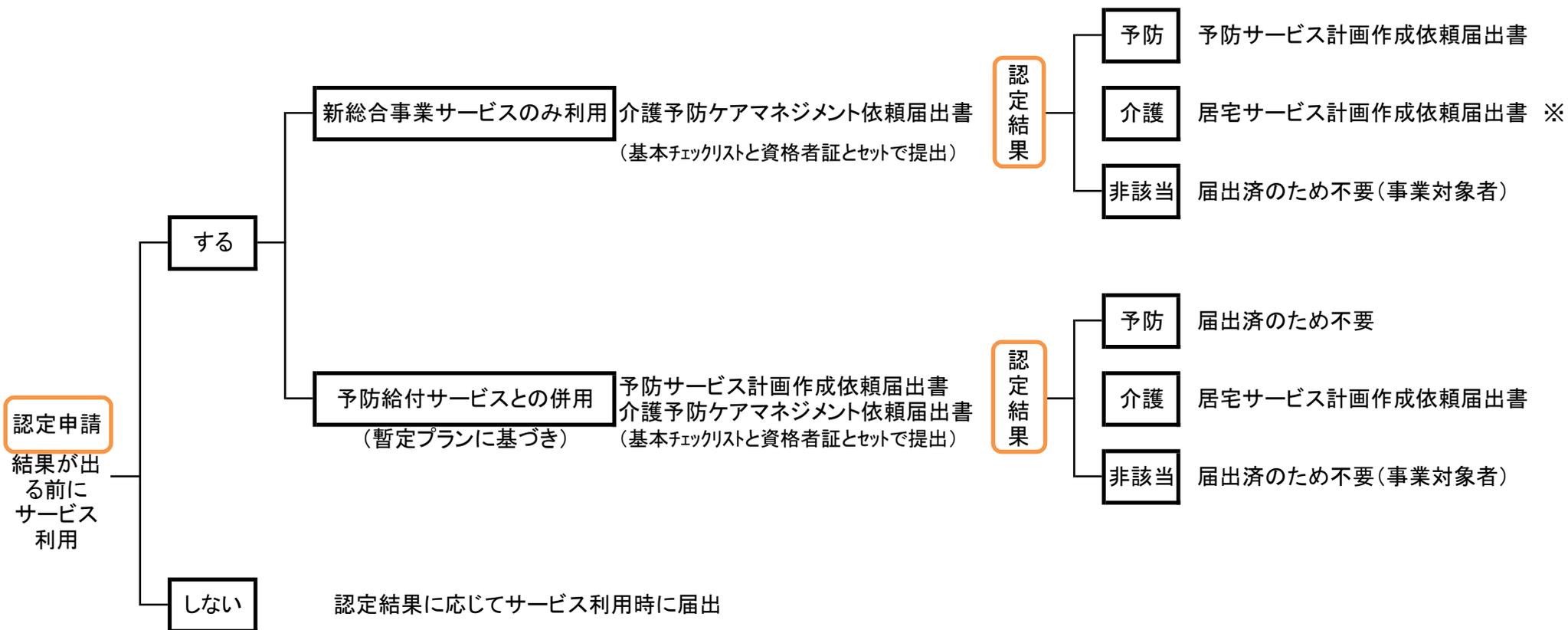
要介護見込みで新規申請をして、暫定プランに基づき、通所介護と福祉用具貸与を利用していた者が、認定結果が要支援になった。



浜松市の運用として、暫定プランを立てるときに居宅介護サービス計画の届出が出ていることが前提となるが、介護給付サービスである訪問介護と通所介護を新総合事業の現行相当のサービスである介護予防訪問サービスと介護予防通所サービスとして、遡ることを可能とする取扱いとする。

# 認定申請後の届出の扱い

18



※ 介護給付の利用を開始するまでの間は、事業対象者として取り扱うことが可能。

平成29年3月10日

市内地域包括支援センター 管理者 様

介護保険課 総務・給付グループ

### 基本チェックリストの実施と介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出について

日頃から介護保険事業につきましてご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年4月から新総合事業が開始することに伴い、標題の件につきまして以下のとおり整理しましたのでご確認をお願いいたします。

#### 記

##### 1 認定申請中の取扱い

現在、新規申請中（区変扱いを含む）又は更新申請中で3月中に認定結果が出そうになく、4月から新総合事業のサービスを利用する予定があるときには、基本チェックリスト※を実施し、介護予防ケアマネジメント依頼届出書※、資格者証と合わせて市に提出し、事業対象者として登録をする必要があります。

（5月31日までは、資格者証の添付ができない場合でも再発行の手続をしなくても受け付けいたします。）

4月1日又は4月2日にサービスを利用する予定がある場合には、3月31日に上記書類を市に提出してください。その場で事業対象者としての資格者証を発行いたします。

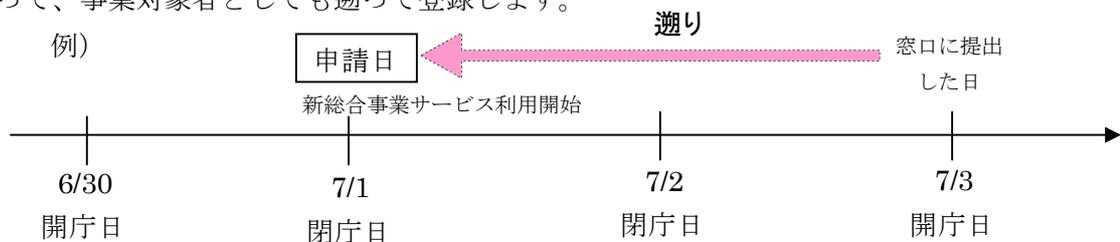
土日に利用する予定がない場合には、4月3日以降、サービスを利用する前に上記書類を市に提出してください。

再委託の場合でも、地域包括支援センターが上記書類を市に提出してください。

※ チェックリスト実施日及び介護予防ケアマネジメント依頼届出書の日付は「平成29年4月1日」以降にしてください。

##### 2 サービス利用開始日が閉庁日のときの取扱い

平成29年4月1日以降の申請について、区変扱いの新規申請の申請日を遡るときに限って、事業対象者としても遡って登録します。



##### 3 要支援者に係る届出

4月以降も認定有効期間がある要支援者が4月から新総合事業サービスのみを利用する場合、基本チェックリストと介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出は不要です。